登録基準

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

業務の 内容

建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

全事業に共通な 登録基準

- ・機械器具類は原則として、各営業所に常備されていること。
- ・機械器具類は原則として所有しているものであること。但し、長期的恒常的に占有し、自由に使用できると認められるものはこの限りでない。
- ・同一の者をもって、2以上の営業所又は2以上の事業の監督者とすることはできない。
- ・同一営業所において2以上の事業の登録を受ける場合、同一の機械器具、同一の資格者をもって2以上の事業の登録要件とすることはできない。

物的要件 (省令第26条の3)

・電気ドリル及びシャー又はニブラ(ダクトを構成する部材を開口し、切断できるもの)、内視鏡(写真を撮影することができるもの)、電子天びん又は化学天びん(1mg以上の分解能を有するもの)、コンプレッサー、集じん機、真空掃除機

人的要件 (省令第26条の3)

- ・空気調和用ダクト清掃作業監督者
- ① 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程の修了者で、修了した日から6年を経過しない者(講習課程修了後6年を経た者は、再講習の課程を修了し6年を経ていないものとする。)
- ② 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者(登録の有効期間経過後、引き続きダクト清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合は、再講習の課程を修了し6年を経ていないものとする。)

左記実施者の人的要件充足の条件項目を下記に再掲する。

- ① 厚生労働大臣(再講習)修了証書(有効期限6年)
- ② 建築物環境衛生管理技術者免 状

①又は②が適

•従事者

空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ・実施主体:事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって 定期的に行われるものであること。
- ・研修内容:空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ・指導者の要件:研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- ・研修の頻度:空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが1年に1 回以上受講できるものであること。(回数を分けて実施してもよい)

提出書類

- ①登録申請書(細則第3号様式)
- ②機械器具の概要を記載した書面(様式5)及び機械器具の写真
- ③ダクト清掃作業監督者の氏名を記載した書面(様式6)及びその者が資格者であることを証する書類
- ④従事者の研修の実施状況を記載した書面(様式7)
- ⑤空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面(様式8-3)
- ⑥営業所の案内図及び配置平面図
- ⑦営利法人以外の法人、協同組合等にあっては、定款又は寄付行為の写し
- ⑧登録手数料(35,000円分の山梨県収入証紙)